適格請求書発行事業者の登録申請書

	√\、 収受印 \																						[1	/2]
令和	年 月	日	申	住(本主の	所人 尼 た 戸	又 N こう こう こう	ッ マ 事 務 在	所)は所地	(〒 7 ❷ (法 <i>)</i> 廿日	人の場	合のみ	*公表	されま	す) - 24- 2	2	(電話	括番号	÷ 08	829		30	_	- 33	30)
			書	納		税	ガ ナ ガ ナ	地	(〒 :					-24-2	2	(電話	括番号	i 08	829		30		- 33	30)
				氏	名	又《		称	⊗ 株式 <i>牞</i> モト			オカ	モト											
_廿日	市 _ 税務	署長殿	者			者	場氏番		岡本				0			1		0		1 .	n	6		
公表され 1 申請 2 法人 なお、	請書に記 まか まの 氏名 人記 日 人記 日 漢 月 次 日 人 日 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	又は名 ⁵ ない社 び2の	称 団等を ほか、	·除〈 登錄	:。)	· に ä 号 及 で	あって び登録	には、 大年月	本店ご日がる	又は公表	主た され	事業 る事す	耳務所 -。	· の所	在地		ると			、国				<u> 9</u> ージで
(平成 ※	のとお 28年法 当該申記 り令和	津第15 青書は、	号) ? 、所?	第 5 导税	条 0 法 等	り規算 第の-	定に。 一部を	よるi と改〕	改正征 正する	後の 分法	消費	身税	法第	57条	の2	第 2	項(の規	定し	こよ	りゅ	請	しま	す。
令和5 した場合	年3月											る場	易合に	は令利	15年	E6∮	∄ 30	日)	ま	でに	<i>_ o</i>	申記	青書?	を提出
事 業	者	X	分	*	次葉	「登録	录要件	の確認			事業し載し	:者 てく	ださ	い。ま	た、	免税	免事業者	税号	事業	:者 する:	場合(い。
令判合に令和言に令を持た。 おおま はいま かま まま ない かい あい あい あい かい あい かい あい かい	の課税事 5 年 6 月: 音を提出す ことにつ	業者とな 30日)ま ることが き困難な	こる場 こででき い事情																					
税 理	士	署	名		理士	:法人 士	、長	谷川:	会計							(電話	舌番号	!, 0	182	_	272	2 –	- 58	68)
※ 税 番 務				部門番号			申	請年	三月日				年	月	F		信	年		月		目言		
罗	力 処 理		年		月	III	番号確認		1		身ラ確認		□ 済 □ 未		確認 書類			フード 	/通 ^列	田力一	ド・運 	転免計	F証) 	

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

		氏名又は名称	株式会社オ	カモト							
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。										
	□ 令和5年10月1日の属する課税期間 (平成28年法律第15号)附則第44条第 ※ 登録開始日から納税義務の免除	34項の規定の適用	用を受けよう	とする事業者							
事	個 人 番 号	<u> </u>									
業	事生年月日(個		法人 事 業	年 度							
者	* 人) 又は設立 年 内 年月日(法人) 日 日 日 日 日 日 日 日 日	月 日	のみ 記載 資 本	至 月 日							
の	等 事 業 内 容			N N 1 1							
確											
認	規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け										
登	登 課税事業者です。										
録											
要	要 い。										
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せら (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてく		せん。	☑ はい □ いいえ							
確		がなくなった日から 2	 2年を経過して								
認	います。										
参											
考											
事											
項											